

低濃度 P C B 廃棄物収集運搬・処分業務委託
(桜町団地)

仕様書

守口市総務部総務課

1 適用範囲

この仕様書は、守口市（以下「発注者」という。）が発注する、標題の業務に適用するものとする。また、この仕様書は業務の概要を示すものであり、本書に記載のない事項であっても、現場状況等に応じ、必要と認めた作業、業務は、契約金額の範囲内で受注者が実施するものとする。

2 目的

低濃度廃PCB等、低濃度PCB汚染物（以下「PCB廃棄物」）を収集し、安全かつ適正に無害化施設に運搬し、処分を行うことで、保管事業者としてPCB廃棄物の適正な処理に努めるものである。

3 業務委託概要

（1）PCB廃棄物

ア PCB廃棄物の保管場所

桜町団地 電気室内（守口市桜町8番8号）

イ PCB廃棄物の数量・保管形状・種類等

別紙による。なお、各PCB廃棄物の検体も処分の対象とする。

4 業務内容

PCB廃棄物を収集・運搬し、処分を行うものとする。

（1）搬出・搬入

ア 保管場所から車両積み込み場所までの移動は受注者が行うものとする。車両積み込み場所は、建物敷地内とする。

イ 車両への積み込み及び処理場への搬入については、受注者が行うものとする。尚、PCB廃棄物の寸法により解体が必要なときは受注者が行うものとする。

ウ 搬出に支障をきたす電気室内のフェンスについては、仮撤去・復旧するものとする。

エ 保管場所での作業に必要な水、電源、ケーブル、分電盤等の機材については、原則として受注者が準備するものとする。

（2）運搬

ア 運搬車両は「PCB廃棄物の収集運搬業に係る都道府県知事等の許可」を受けているものとする。

イ 運搬の日程については別途協議とする。

（3）無害化処理

ア 受注者の処理場で行うものとする。

イ 処理場は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の4の第1項に基づき無害化処理認定」又は「微量PCB汚染廃電気機器等の処分業に係る都道府県知事等の許可」を受けているものとする。

（4）処分

無害化処理後の廃棄物は、関係諸法令に基づき、適正に処分するものとする。

5 法令等の遵守

本業務の履行に当たっては、最新の下記法令、告示およびその他の関連法令に準拠するとともに関連する自治体の条例および行政指導等に従うものとする。また、諸法令の運用、適用は

受注者の負担と責任において行うものとする。手続きに用いる図書等で、発注者が保有するものについては、これを貸与又は支給する。

- (1) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (3) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
- (4) 微量PCB汚染廃電気機器等収集・運搬ガイドライン
- (5) 労働安全衛生法
- (6) 消防法
- (7) その他関係法令、規格、行政指導等

6 提出書類

収集・運搬業務及び処分業務毎に必要な書類の提出時期、種類は以下のとおりとし、紙媒体及び電子データで提出する。電子データの提出方法は、CD-R等の記録媒体、メール又は大容量送受信サービスによって本市が指定するURLにアップロードする方法によるものとする。

- (1) 現場作業前
 - ア 計画工程
 - イ 業務計画書
 - ウ 諸申請、届出書類の写し
- (2) 委託業務完了時
 - ア 業務写真
撮影箇所は、積込、積込確認、積込完了、処分場到着（看板共）、処分場搬入、積降時の写真（計6枚程度）
 - イ 業務完了報告書（業務完了報告書はマニフェストで代えることができる）
 - ・ マニフェスト伝票 B2票（排出事業者の運搬終了確認用）
 - ・ マニフェスト伝票 D票（排出事業者の処分終了確認用）
 - ・ マニフェスト伝票 E票（排出事業者の最終処分終了確認用）

7 その他

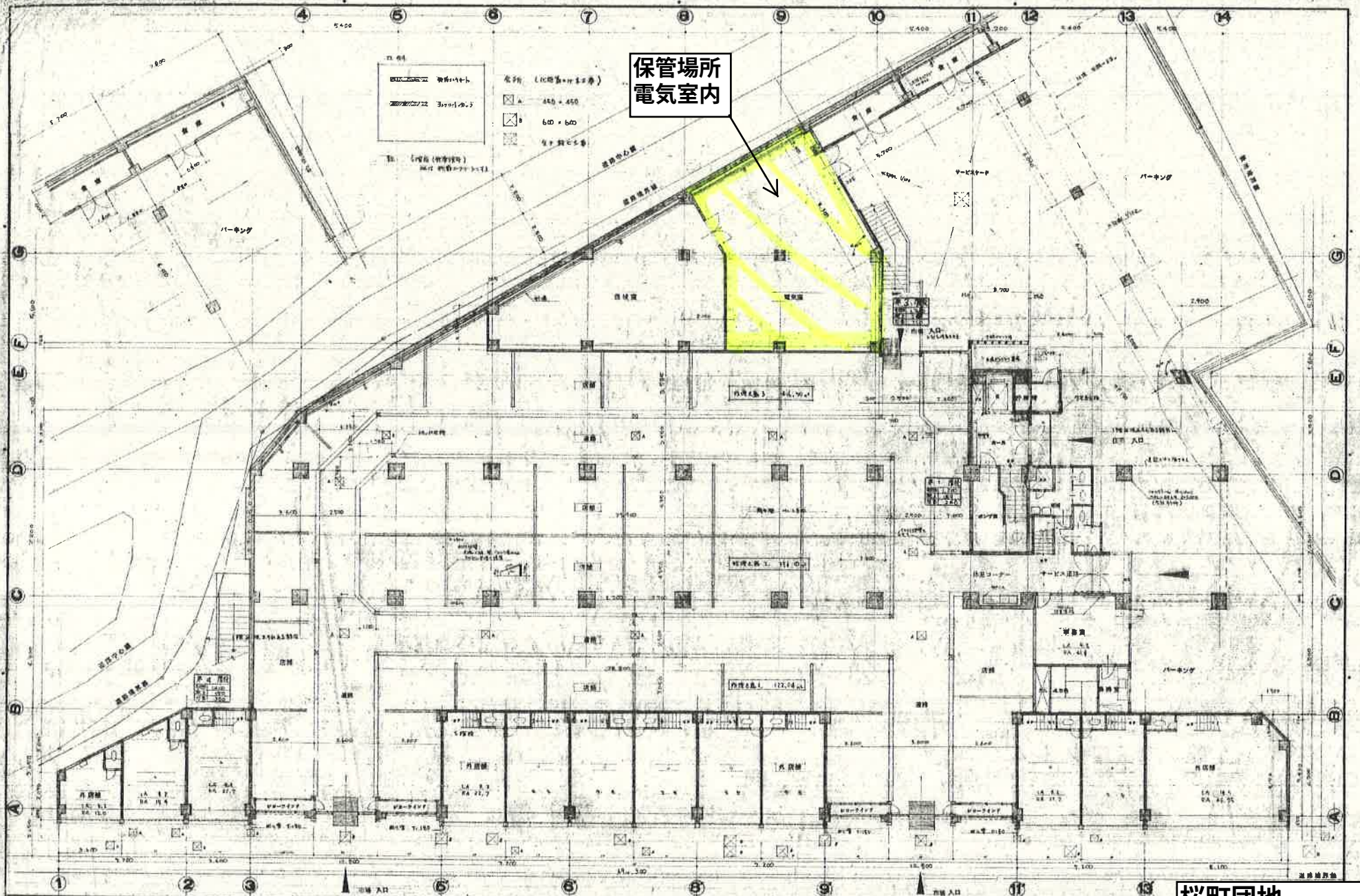
- (1) 仕様書に記載が無いものであっても、法令、現場状況等に応じ、必要と認めた作業、業務については、受注者の負担で行うものとする。
- (2) 本仕様書に疑義がある場合は、発注者、受注者により協議するものとする。
- (3) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
 - ア 受注者は暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに大阪府警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
 - イ アにより大阪府警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。また、発注者への報告は必ず文書で行うこと。
 - ウ 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

8 履行期間

契約締結日から令和6年9月30日まで

以上

保管場所
電気室内



FILE NO. 1520

DATE

COR.

TITLE 守口公設市場改築及び(仮称)守口市営桜町団地

1 階平面図

SCALE 1/100

桜町団地
守口市桜町8-8

30-008

NAITOH Environmental Science Co.,Ltd.
2051-2,Daitakubo,Minami-ku,Saitama-shi,
SAITAMA,336-0015 JAPAN
Phone:+81-48-887-2590
FAX:+81-48-886-2817



The Knights

(報告番号 180305-00548-3)

試験検査結果書

報告先名 : 守口市 様
試料名 : 絶縁油
検査目的 : PCB特別措置法
採取場所 : 桜町団地
採取月日 : 平成 30 年 3 月 22 日
収集区分 : 持込
特記事項 : 件名:桜町及び日吉・金下団地貸店舗高压受電設備補修工事

試験検査結果

試料詳細		ポリ塩化ビフェニル	単位	基準値
製造者	松下電器産業(株)	2.8	mg/kg	0.5以下であること
製造年	1972年			
型式	SNF-LOS			
製造番号	41420185			
定格容量	75kVA			
機器名称	単相変圧器			
油量	125ℓ			
封入方式	--			
設置場所	電気室			
総重量	395kg			
判定	上記試験結果は、PCB廃棄物の処理目標基準を上回り、PCB廃棄物に該当する。			

試験検査方法 : 絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル(第3版)
2.1.2加熱多層シリカゲルカラム/アルミナカラム/
キャピラリーガスクロマトグラフ/電子捕獲型検出器(GC/ECD)法

検出下限値 : 0.10 mg/kg

平成 30 年 3 月 24 日受付した試料の試験検査結果は、上記の通りであったことを報告します。

平成 30 年 3 月 30 日

計量証明事業所 埼玉県知事登録(濃度)第506号

内藤環境管理株式会社

埼玉県さいたま市南区大字太田窪2051番地
TEL.048-887-2590(代表) FAX.048-886-

環境計量士

NAITOH Environmental Science Co.,Ltd.
2051-2,Daitakubo,Minami-ku,Saitama-shi,
SAITAMA,336-0015 JAPAN
Phone:+81-48-887-2590
FAX:+81-48-886-2817



The Knights

(報告番号 180305-00548-4)

試験検査結果書

報告先名 : 守口市 様
試料名 : 絶縁油
検査目的 : PCB特別措置法
採取場所 : 桜町団地
採取月日 : 平成 30 年 3 月 22 日
収集区分 : 持込
特記事項 : 件名:桜町及び日吉・金下団地貸店舗高压受電設備補修工事

試験検査結果

試料詳細		ポリ塩化ビフェニル	単位	基準値
製造者	松下電器産業(株)	1.1	mg/kg	0.5以下であること
製造年	1972年			
型式	SNF-LOS			
製造番号	41420184			
定格容量	75kVA			
機器名称	単相変圧器			
油量	125ℓ			
封入方式	--			
設置場所	電気室			
総重量	395kg			
判定	上記試験結果は、PCB廃棄物の処理目標基準を上回り、PCB廃棄物に該当する。			

試験検査方法 : 絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル(第3版)
2.1.2加熱多層シリカゲルカラム/アルミナカラム/
キャピラリーガスクロマトグラフ/電子捕獲型検出器(GC/ECD)法

検出下限値 : 0.10 mg/kg

平成 30 年 3 月 24 日受付した試料の試験検査結果は、上記の通りであったことを報告します。

平成 30 年 3 月 30 日

計量証明事業所 埼玉県知事登録(濃度)第506号

内藤環境管理株式会社

埼玉県さいたま市南区大字太田窪2051番地2
TEL.048-887-2590 (代表) FAX.048-886-

環境計量士

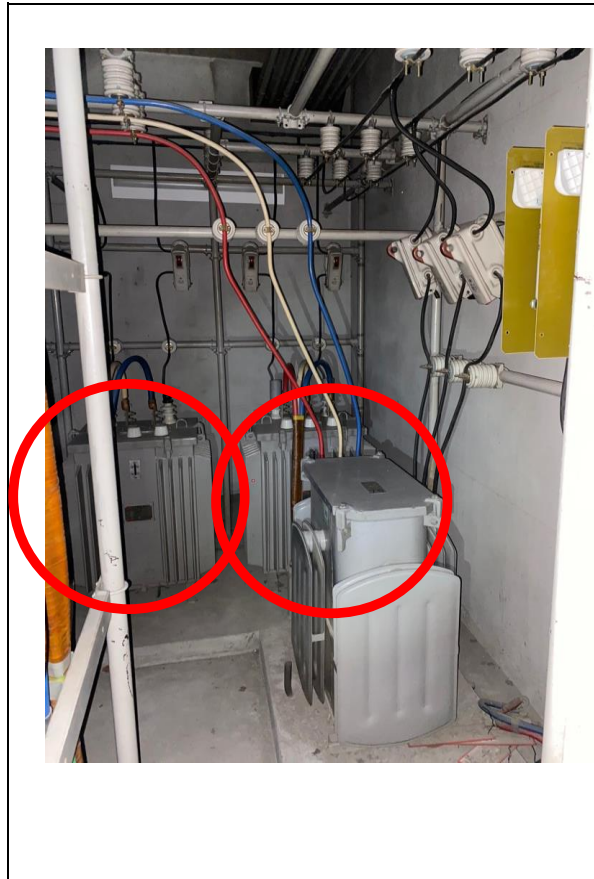
桜町団地

30-008、30-009



保管場所（電気室 鍵付き）

30-008、30-009



廃棄物本体（写真奥の変圧器2台）

30-008



銘板（SNF-LOS 75KVA 1972年）

30-009



銘板（SNF-LOS 75KVA 1972年）